

児童の放課後のある方に関する提言書

令和元年6月
小牧市こども・子育て会議
児童の放課後のある方に関する検討部会

1. はじめに

少子高齢化や核家族化など、子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年3月に文部科学省及び厚生労働省から連名で「放課後子どもプラン」の創設が示され、各市町村において教育委員会と福祉部局が連携して放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に、あるいは連携して実施することとされました。

その後、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が両省において策定され、平成31年度末までに放課後児童クラブにおいて約30万人分の受け皿を新たに整備するとともに、一体型で実施する放課後子ども教室と放課後児童クラブを1万箇所以上整備することなどが示されました。

また、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備などを行うこととして、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されるなど、近年、国においては放課後児童対策が強く推進されているところです。

小牧市につきましても、放課後児童クラブの計画的な整備や、一部の放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童が参加するなど、放課後児童対策が推進されているところですが、放課後子ども教室、放課後児童クラブとともに人材確保や活動場所の確保などの課題を抱えている中で、実現可能で実効性のある施策が今後推進されることが望まれます。

放課後児童対策については、本提言を参考に、十分な検討を経て実施されることを期待します。

2. 提言書の作成にあたって

この提言は、「小牧市こども・子育て会議」内に「児童の放課後のあり方に関する検討部会」を平成30年6月に設置し、令和元年5月までの間に行った6回の部会での意見をまとめたものです。

なお、部会の検討の参考とするため、児童・保護者・学校教員・地域住民にアンケートを実施しました。

対象者	回収数
児童（3年生）	529人
児童（6年生）	504人
保護者（就学児童）	816人
学校教員	153人
地域住民	220人

3. アンケート結果及び部会での意見

- ① 夕食を家族と食べていない児童が3年生では6%、6年生では10%程度となっている。家族との食事の場は、単に親と子の触れ合いの場だけでなく、会話を通じて家庭や社会のルールを教える場でもあるため、より多くの児童が家族と食事を行うことが望ましい。
- ② 児童が放課後や休日にやってみたいこととして、「家で自由に過ごしたりしたい」、「父母と出かけたい」、「友達と過ごしたい」などが上位となっている。児童は安らぐ環境を求めているといえるため、そのような環境が確保されることが望ましい。
- ③ 学校教員の80%程度が遅くとも午後6時までに帰るべきと回答しているが、実際に午後6時までに帰宅しているのは、3年生、6年生ともに60%程度である。また、午後8時を過ぎて帰宅している3年生児童のうち3分の1以上が父母と一緒に過ごす時間は不十分と考え、同様に6年生児童のうち3分の1以上が夕食を家族と食べていない。これらの実態を考慮すると、帰宅時間の早期化が望ましい。

- ④ 児童の放課後の望ましい過ごし方として、学校教員は45%程度が児童クラブを回答している。1人で家で過ごさせるよりも断然児童クラブの方が安心であると考えていると思われる。一方で、児童クラブで過ごしたいと回答した児童は少ないが、児童は「家で自由に過ごしたりしたい」、「友達と過ごしたい」などを優先して考えており、それと比べると児童クラブで過ごすことを嫌う傾向があるため、両者に乖離があると思われる。
- ⑤ 学校教員や地域住民は45%程度が児童を多忙と考えているが、保護者は20%程度にとどまっている。保護者は児童に色々経験させ、力を伸ばすために複数の習い事をさせていることが考えられるため、「児童が色々していて多忙である」と捉えていないことも考えられる。

4. 児童クラブ及び放課後子ども教室の現状、部会での意見

(1) 児童クラブに関すること

- ① 支援員の業務は、単に児童を保育するだけでなく、安全確保や障がいのある児童への対応など多岐にわたる。十分な知識・経験が求められており、質の維持・向上が必要である。
- ② 支援員を安定して確保するためには、業務に見合った待遇を行うべきである。待遇の改善は、支援員のモチベーションを維持し、業務の成果を上げ、引いては児童の一層の安全確保につながることも期待できる。
- ③ 一部の児童クラブでは施設が手狭になっている。
- ④ 瞽託支援員の業務には事務処理が含まれているが、保育と事務処理を分担するなどの負担軽減を検討すべきである。
- ⑤ より安心して利用できる環境として、保健室のような救急体制が整えられることが望ましい。

(2) 放課後子ども教室に関すること

- ① 仮に放課後子ども教室を17時まで開催した場合は、活動場所の鍵の管理を学校が行うのかどうかなどの課題が生じる可能性がある。

- ② 安全管理指導員の確保が毎年の課題になっている。以前公募したことがあるが、それでも必要数が集まらなかった。
- ③ 安全管理指導員の確保のためには、例えばスポーツ指導者がそれだけで生活できるような、1職業としての待遇が確保されることが有効ではないか。

(3) 両事業に關すること

- ① 児童クラブや放課後子ども教室に習い事や英語教室、部活動を組み合わせることを民営化も含めて実施できれば、保護者の理解を得ながら、教員の負担も減らし、地域の力を活性化することもできるのではないか。
- ② 過剰なプログラムの提供により児童がリラックスできなくなるようなことは避けるべきである。
- ③ 例えば教育・保育関係の大学と連携して事業に参加した学生への単位付与を行えば、市にとっては人材確保につながり、学生本人にとっては教育・保育現場でのキャリアとなり、双方にメリットがあるため、このような手法を検討することも有効ではないか。

5. 児童の放課後のある方に関する提言

- ・ 放課後が児童にとってより有意義なものになるためには、児童の自主性・主体性が尊重され、自己決定力が育成される環境が確保されるべきである。そのために、様々な放課後の過ごし方の中から、児童が自ら選択できる環境を確保することが重要である。
- ・ 途切れなく子育て支援策を行うためには、将来の市の財政や少子高齢化などの社会情勢に対応できる持続可能な施策を行うべきである。
- ・ 企業内保育所のような預かり施設を設置することや、子育て中の従業員の定時帰宅制度を実施することなどの働きかけを企業に対して行うことも検討すべきである。
- ・ ボランティアの発掘、育成を行い、児童クラブ支援員や学校教員の負担軽減を図ることが必要である。また、行政がマッチングに参加すれば、より有効に機能すると考えられる。
- ・ 新・放課後子ども総合プランの実施は、人員や場所の確保について行政、学校、保護者、地域などの関係者が十分に協議を行い、負担が偏在しないようにすべきである。
- ・ 女性の社会進出の進展や保護者ニーズなどを考慮して預かり時間を延長する場合でも、早期に帰宅して差し支えない児童は早期に帰宅させる仕組みとして、必要に応じた利用となるようにすべきである。
- ・ 児童クラブ保護者負担金については、受益者負担の原則の下、利用時間などに応じた金額とすることが望ましい。また、多子減免の創設など、少子化対策としての取り組みも必要である。